

那覇市・南風原町環境施設組合職員退職手当基金条例の制定について

那覇市・南風原町環境施設組合職員退職手当基金条例を別紙のように制定する。

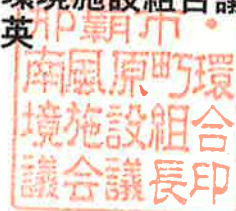
令和4年2月4日提出

那覇市・南風原町環境施設組合  
管理者 城間 幹子

(提案理由)

退職手当の支給に要する経費に不足が生じた際の財源を積み立てるため、この案を提出する。

令和4年2月4日 原案可決  
那覇市・南風原町環境施設組合議会  
議長 翁長 俊英



## 那覇市・南風原町環境施設組合職員退職手当基金条例

### (設置)

第1条 那覇市・南風原町環境施設組合職員(那覇市・南風原町環境施設組合職員定数条例(平成12年条例第2号)第2条に規定する職員のうち那覇市からの派遣職員及び南風原町からの派遣職員を除く職員をいう。)の退職手当の支給に要する経費に不足が生じた際の財源に充てるため、那覇市・南風原町環境施設組合職員退職手当基金(以下「基金」という。)を設置する。

### (積立て)

第2条 基金として積み立てる金額は、毎会計年度の予算で定める額とする。

### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

### (繰替運用)

第5条 管理者は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

### (処分)

第6条 基金は、第1条の目的を達成するため、その全部又は一部を処分することができる。

### (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。